

# 福岡県公報

平成十八年六月二十三日  
第二千五百四十九号  
増刊 ①

## 目次

告 示 (第千二百二十四号)

○屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しよう

とするとき、知事の許可を受けなければならない区域の指定の一部

改正 (公園街路課) ……………一

訓 令 (第十号)

○福岡県消費者行政連絡協議会規程の一部を改正する訓令 (生活文化課) ……………一

## 告 示

福岡県告示第千二百二十四号

屋外広告物を表示し、又は屋外広告物を掲出する物件を設置しようとするとき、知事の許可を受けなければならない区域の指定 (平成十四年七月福岡県告示第千二百四十一号) の一部を次のように改正し、平成十八年七月一日から施行する。

平成十八年六月二十三日

福岡県知事 麻生 渡

本文中「第五条第一項第七号」を「第五条第一項第九号」に改める。

## 訓 令

福岡県訓令第十号

福岡県消費者行政連絡協議会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年六月二十三日

本 庁  
出先機関

福岡県知事 麻生 渡

福岡県消費者行政連絡協議会規程の一部を改正する訓令

福岡県消費者行政連絡協議会規程 (昭和四十四年一月福岡県訓令第一号) の一部を次のように改正する。

別表保健福祉部の項中「企画課長」を「保健福祉課長」に改める。

### 附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

発行  
福岡県(総務部行政経営企画課)  
福岡市博多区東公園七番七号

印刷  
福岡市博多区東比恵二丁目九番一  
九州チユーエツ株会社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)